西宮市宮水保全条例
（平成２９年１２月２５日）
（西宮市条例第１５号）

（目的）
第１条　この条例は、西宮の伝統産業である清酒造りに欠かすことのできない、浅層地下水である宮水に影響を及ぼすおそれのある開発事業について、その着手前における必要な手続を定めることにより、西宮の天然資源である宮水を将来にわたり保全することを目的とする。

（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）　開発事業　その敷地面積が５００平方メートル以上の建築物（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１号に規定する建築物をいう。以下同じ。）若しくは規則で定めるところにより算定したその住戸の戸数が１０以上の集合建築物（１棟の建物内に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所その他これらに類する用途に供することができるもの（以下「住戸等」という。）を有する建築物で、これらの住戸等の全部又は一部を住居の用に供するものをいう。）の建築（同条第１３号に規定する建築をいう。以下同じ。）又はその土地の区域の面積が５００平方メートル以上の宅地造成（建築物を建築するため、土地の区画又は形質に改変を加えることをいう。）をいう。ただし、規則で定めるものを除く。
（２）　事業主　開発事業に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
（３）　開発許可申請等　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３０条の規定による許可の申請、建築基準法第６条第１項の規定による建築主事の確認を受けるための申請、同法第６条の２第１項の規定による国土交通大臣若しくは兵庫県知事が指定した者の確認を受けるための申請若しくは同法第６条の３第１項の規定による申請又は同法第１８条第２項若しくは第４項の規定による通知をいう。

（市の責務）
第３条　市は、宮水の保全のために広報活動その他必要な措置を講じるものとする。

（保全対象区域の指定等）
第４条　市長は、開発事業により、宮水に影響を及ぼすおそれがあると認められる地域を保全対象区域として指定する。
２　市長は、必要があると認めるときは、保全対象区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

３　市長は、前２項の規定により保全対象区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除したときは、その旨を告示するものとする。

（届出及び協議等）
第５条　事業主は、保全対象区域内で開発事業を行うときは、当該開発事業に係る開発許可申請等に先立って、規則で定めるところにより市長に届出を行い、市長が指定する者と協議をしなければならない。
２　事業主は、前項に規定する協議を行ったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

（違反者に対する勧告）
第６条　市長は、前条第１項に規定する届出若しくは協議又は同条第２項の規定による報告を行わない事業主に対し、必要な措置をとるよう勧告するものとする。

（協議に適合した開発事業の施行）
第７条　事業主は、第５条第１項に規定する協議が整った場合は、その内容に適合した開発事業を行うよう努めなければならない。

（委任）
第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則
１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第５条から第７条までの規定及び付則第３項の規定は、平成３０年４月１日から施行する。
２　この条例は、平成３０年４月１日以後に開発許可申請等が行われる開発事業について適用する。
３　平成３０年４月１日前に事業主が行った協議であって、その内容が第５条第１項に規定する協議に相当するものであると市長が認めるときは、当該協議は、同項に規定する協議とみなす。この場合においては、同項に規定する届出が行われたものとみなす。